

大分県報

令和八年
号外（二）
三月二十六日

（木曜日）

目次

条 例

大分県公告式条例の一部改正……………	一
大分県公益認定等審査会条例の一部改正……………	一
職員の日休暇及び勤務時間等に関する条例等の一部改正……………	二
特別職の常勤職員の給与等に関する条例等の一部改正……………	三
大分県使用料及び手数料条例の一部改正……………	四
大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正……………	二〇
大分県立アルゲリッチ記念館の設置及び管理に関する条例の制定……………	二〇
大分県立総合文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正……………	二一
大分県立美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正……………	二二
大分県国民健康保険条例の一部改正……………	二二
おおいた動物愛護センターの設置及び管理に関する条例の一部改正……………	二二
大分県環境影響評価条例の一部改正……………	二三
大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例の一部改正……………	二四
大分県新型コロナウイルス感染症対応中小企業事業資金調達支援基金条例の廃止……………	二四
大分県立別府コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正……………	二四
大分県農業文化公園の設置及び管理に関する条例の一部改正……………	二五
大分県都市農村交流研修館の設置及び管理に関する条例の一部改正……………	二五
大分県漁港管理条例の一部改正……………	二六
大分県特定都市河川浸水被害対策法施行条例の制定……………	二六
大分県リバーパーク犬飼の設置及び管理に関する条例の一部改正……………	二七
河川の流水占用料等の徴収に関する条例の一部改正……………	二七
海岸の占用料等及び海底の土地の使用料等の徴収に関する条例の一部改正……………	二七
大分県港湾施設管理条例の一部改正……………	二八

令和八年三月二十六日

○条 例

港湾区域等における占用料及び土砂採取料の徴収に関する条例の一部改正……………	三〇
大分県砂防設備使用料等徴収条例の一部改正……………	三〇
大分県地方警察職員定数条例の一部改正……………	三〇
大分県暴力団排除条例の一部改正……………	三一

大分県公告式条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十六日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県条例第四号

大分県公告式条例の一部を改正する条例

大分県公告式条例（昭和三十一年大分県条例第七十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「その末尾に知事が署名しなければ」を、「知事が署名（地方自治法第十六条第四項の総務省令で定める署名に代わる措置を含む。）をしなければ」に改め、同条第二項ただし書中「但し」を「ただし」に、「見易い」を「見やすい」に、「かえる」を「代える」に改める。

第四条第一項中「ときは」を「ときは、」に、「記入して知事印を押さなければ」を「記入しなければ」に改める。

第五条第一項中「とあるのは」を「とあるのは、」に改め、同条第二項中「知事氏名」とあるのは「知事氏名」とあるのは、「」に改め、「知事印」とあるのは「当該機関を代表する者の印又は当該機関印」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大分県公益認定等審査会条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和八年三月二十六日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県条例第五号

大分県公益認定等審査会条例の一部を改正する条例

大分県公益認定等審査会条例（平成二十年大分県条例第四号）の一部を次のように改正する。

大分県報号外（条例）

第三条中各種委員会の委員の報酬及び費用弁償条例第三条第一項の改正規定及び別表第二を削り、別表第一を別表とする改正規定を削る。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第四条の規定は、公布の日から施行する。

大分県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十六日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県条例第八号

大分県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

大分県使用料及び手数料条例(昭和三十一年大分県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一の大分県母子・父子福祉センターの部の会議室使用料の項を次のように改める。

研 修 室									
福 祉 関 係 法 の 適 用 を 受 け る 団 体					そ の 他				
正午から午後五時まで	午前九時から正午まで	午後五時から午後九時まで	午後五時から午後九時まで	正午から午後五時まで	午前九時から正午まで	午後五時から午後九時まで	午後五時から午後九時まで	正午から午後五時まで	午前九時から正午まで
四、九五〇円	二、九五〇円	五、三〇〇円	六、六〇〇円	三、九五〇円	三、九五〇円	四、九五〇円	二、九五〇円	二、九五〇円	二、九五〇円
一 冷暖房使用期間中の使用料については、上記使用料の額に百分の二十を乗じた額を加算する。 二 母子家庭の母及び父子家庭の父並びに児童、寡婦並びに母子・父子福祉団体が利用する場合の使用料は、徴収しない。									

料 会議室使用															
第二和室					第一和室					会 議 室					
そ の 他					福 祉 関 係 法 の 適 用 を 受 け る 団 体					そ の 他					
正午から午後五時まで	午前九時から正午まで	午後五時から午後九時まで	午後五時から午後九時まで	正午から午後五時まで	午前九時から正午まで	午後五時から午後九時まで	午後五時から午後九時まで	正午から午後五時まで	午前九時から正午まで	午後五時から午後九時まで	午後五時から午後九時まで	正午から午後五時まで	午前九時から正午まで	午後五時から午後九時まで	
三、三〇〇円	二、〇〇〇円	二、〇〇〇円	二、五〇〇円	一、五〇〇円	二、六五〇円	三、三〇〇円	二、〇〇〇円	二、〇〇〇円	二、〇〇〇円	二、五〇〇円	一、五〇〇円	五、三〇〇円	六、六〇〇円	三、九五〇円	三、九五〇円

三、〇〇〇円
二、七五〇円

に改め、同表の高尾山自然公園の部中「一九〇

三、八〇〇円
三、五〇〇円

円を「二一〇円」に、「八、三〇〇円」を「九、一五〇円」に改め、同表のハーモニ

パークの部の大分県都市公園条例第二条第一項の行為に係る使用料の項中「一九〇円」を

「二一〇円」に、「八、三〇〇円」を「九、一五〇円」に改め、同部の有料公園施設の利用

に係る使用料の項中「五〇〇円」を「六〇〇円」に改め、同表の大分スポーツ公園の部の大

分県都市公園条例第二条第一項の行為に係る使用料の項中「一九〇円」を「二一〇円」に、

「八、三〇〇円」を「九、一五〇円」に、「五九、九〇〇円」を「六六、〇〇〇円」に、

「一四、八〇〇円」を「一六、三〇〇円」に、「二、四〇〇円」を「二、六五〇円」に改

め、同部の有料公園施設の利用に係る使用料の項中「三〇、二〇〇円」を「三二、六〇〇

円」に、「一五、一〇〇円」を「一六、三〇〇円」に、「二二、九〇〇円」を「二二、三〇

〇円」に、「二二、二〇〇円」を「二二、六〇〇円」に、「二〇、七〇〇円」を「二一、一

〇〇円」に、「八、三〇〇円」を「八、七〇〇円」に、「六、四〇〇円」を「六、八〇〇

円」に、「五、五〇〇円」を「五、九〇〇円」に、「四、〇五〇円」を「四、四五〇円」

に、「九、四〇〇円」を「一〇、六

〇〇円」に、「二、二〇〇円」を「二、六〇〇円」に、「一、六〇〇円」を「二、〇〇〇

円」に、

一時間	一〇〇円
一時間	一二〇円

一〇〇円	一〇〇円	一二〇円	一二〇円	一二〇円
一〇〇円	一〇〇円	一二〇円	一二〇円	一二〇円
三、一五〇円	三、一五〇円	三、一五〇円	三、一五〇円	三、一五〇円
一〇〇円	一〇〇円	一二〇円	一二〇円	一二〇円
一〇〇円	一〇〇円	一二〇円	一二〇円	一二〇円
三、一五〇円	三、一五〇円	三、一五〇円	三、一五〇円	三、一五〇円

三、八五〇円
二、六〇〇円
一、九〇〇円

四、一五〇円
二、九〇〇円
二、二〇〇円

三二〇円
五二〇円

三四〇円
五三〇円

一〇〇円
三、一五〇円

一〇〇円
三、五五〇円

六〇円	一〇〇円	二二〇円	二二〇円
-----	------	------	------

六〇円	一一〇円	二二〇円	二二〇円
-----	------	------	------

六〇円	一六〇円
-----	------

六〇円	一九〇円
-----	------

に改め、同表の大分県立武道スポーツセンターの部のセン
ター専用使用料の項中「九〇、〇〇〇円」を「九三、七〇〇円」に、「一三四、〇〇〇円」
を「一三八、〇〇〇円」に、「二七七、〇〇〇円」を「一八〇、〇〇〇円」に、「二六三、
〇〇〇円」を「二六八、〇〇〇円」に改め、同部のセンター個人使用料の項中「三六〇円」
を「三七〇円」に、「三、六〇〇円」を「三、七〇〇円」に、「二一〇円」を「二二〇円」
に、「四一〇円」を「四二〇円」に改め、同部の附属設備の使用料の項中「二、〇〇〇円」
を「二、四〇〇円」に、「一、一五〇円」を「一、三五〇円」に、「六〇〇円」を「七〇〇

円」に、「三〇〇円」を「三五〇円」に、「一三〇円」を「一六〇円」に、

七〇円	三〇円
八〇円	四〇円

に、「七、八〇〇円」を「八、四〇〇

円」に、「三、九〇〇円」を「四、二〇〇円」に、「一、九五〇円」を「二、一〇〇円」

に、「五、八〇〇円」を「六、四〇〇円」に、「二、九〇〇円」を「三、二〇〇円」に、

「八、四〇〇円」を「九、〇〇〇円」に、「四、二〇〇円」を「四、五〇〇円」に、「二、

一〇〇円」を「二、二五〇円」に、「四、八五〇円」を「五、二五〇円」に、「二、四五

〇円」を「二、六五〇円」に、「一、四五〇円」を「一、五五〇円」に、「九五〇円」を

「一、〇五〇円」に改め、同部の放送室使用料の項中「三五〇円」を「四二〇円」に改

め、同部の会議室使用料の項中「四二〇円」を「四六〇円」に、「一三〇円」を「一五〇

円」に改め、同部の選手用更衣室使用料の項中「一、八〇〇円」を「一、八五〇円」に改

め、同部の師範室使用料の項中「二三〇円」を「二五〇円」に改め、同表の大分県立フェ

ンシング場の部の専用使用料の項中「二、一〇〇円」を「二、三四〇円」に、「三、五〇〇

円」を「三、九〇〇円」に、「二、八〇〇円」を「三、二二〇円」に、「七〇〇円」を「七

八〇円」に、「八、四〇〇円」を「九、三六〇円」に、「一四、〇〇〇円」を「一五、六〇

〇円」に、「一一、二〇〇円」を「一二、四八〇円」に改め、同部の個人使用料の項中「一

〇〇円」を「一一〇円」に、「六〇円」を「七〇円」に改め、同表の大分県立歴史博物館の

部中「三一〇円」を「三四〇円」に、「二六〇円」を「二七〇円」に、「二一〇円」を「二

三〇円」に、「一〇〇円」を「一一〇円」に、「一、一〇〇円」を「一、二〇〇円」に、

「六六〇円」を「七二〇円」に改め、同表の大分県立香々地青少年の家の部中「三八〇円

を「四二〇円」に、「四七〇円」を「五二〇円」に、「九四〇円」を「一、〇四〇円」に、

「一、二五〇円」を「一、四〇〇円」に、「一九〇円」を「二一〇円」に、「五六〇円

を「六二〇円」に、「七一〇円」を「七九〇円」に、「一、四〇〇円」を「一、五五〇円

に、「一、九〇〇円」を「二、一〇〇円」に、「七〇円」を「八〇円」に、「四〇〇円

を「四二〇円」に、「七九〇円」を「八三〇円」に、「一七〇円」を「一八〇円」に、

「三三〇円」を「三五〇円」に、「二三〇円」を「二四〇円」に、「一六〇円」を「一七

〇円」に、「三一〇円」を「三二〇円」に改め、同表の大分県立九重青少年の家の部中「三

八〇円」を「四二〇円」に、「四七〇円」を「五二〇円」に、「九四〇円」を「一、〇四〇

〇円」を「六二〇円」に、「七一〇円」を「七九〇円」に、「一、四〇〇円」を「一、五

五〇円」に、「一、九〇〇円」を「二、一〇〇円」に、「二二〇円」を「二三〇円」に、

「四五〇円」を「四七〇円」に、「七〇円」を「八〇円」に、「四〇〇円」を「四二〇円」

に、「七九〇円」を「八三〇円」に、「三三〇円」を「二四〇円」に、「一六〇円」を「一

七〇円」に、「三一〇円」を「三二〇円」に改め、同表の県立高等学校の部中「二、七五〇

円」を「二、九〇〇円」に、

冷暖房設備 使用料	体育館	一時間	七六〇円	を
	体育館	一時間	八〇〇円	
冷暖房設備 使用料	体育館	一時間	二、二六〇円	に改
	体育館	一時間	三三二〇円	

め、同表の県立特別支援学校の部を次のように改める。

県立特 別支援 学校	照明設備使 用料		体育館		教育委員会 が指定する県 立特別支援学 校に限る。
	使用料	冷暖房設備 使用料	体育館	体育館	
	一時間	一時間	一時間	一時間	
			一、二二〇円		

別表第三の特定住宅用地認定事務の部中「四七、〇〇〇円」を「四七、二〇〇円」に改

め、同表の譲渡予定価額審査事務の部中「四三、〇〇〇円」を「四三、八〇〇円」に改め、

同表の衛生関係事務の部の衛生試験検査手数料の項中

一、四〇〇円	一、五五〇円
四、三五〇円	四、八〇〇円
一、四〇〇円	一、六〇〇円
三、一五〇円	三、五五〇円

三、一五〇〇円 一七、二〇〇〇円 五、〇〇〇円 食品添加物の各 項目のうち類似 する項目の金額	二、五〇〇円 一、七五〇円 一、七五〇円	二〇、一〇〇〇円 二五、一〇〇〇円	三一、四〇〇円	三〇、二〇〇〇円 二五、一〇〇〇円	四、六五〇円 五、七五〇円	一、四〇〇円	四、三〇〇円 一、四〇〇円	二、八〇〇円 八、八〇〇円 一、七五〇円 一、七五〇円	五、〇〇〇円
三、五〇〇円 一八、九〇〇円 五、五〇〇円 食品添加物の各 項目のうち類似 する項目の金額	二、八〇〇円 一、八〇〇円 一、八〇〇円	二七、七〇〇円 一、七〇〇円	三四、五〇〇円	三三、三〇〇円 二七、七〇〇円	五、二〇〇円 六、四〇〇円	一、六〇〇円	四、八〇〇円 一、五五〇円	二、八〇〇円 九、六〇〇円 一、八〇〇円 一、八〇〇円	五、五五〇円
一、〇〇〇円	二、二五〇円	二、五〇〇円 二、七五〇円 一、七五〇円 一、七五〇円	二五、一〇〇円	三、一〇〇円 二五、一〇〇円	七、〇〇〇円	四、三五〇円	二、九〇〇円 一、一〇〇円	三、六五〇円 一、〇〇〇円	二、五〇〇円 一、七五〇円 一、七五〇円
一、〇五〇円	二、四五〇円	二、八〇〇円 二、七五〇円 一、八〇〇円 一、八〇〇円	二八、〇〇〇円	三六、八〇〇円 二八、〇〇〇円	七、〇五〇円	四、五五〇円	三、〇〇〇円 一、二五〇円	四、一五〇円 一、〇〇〇円	二、八〇〇円 一、八〇〇円 一、八〇〇円
<p>を</p> <p>に、「五八、〇〇〇円」を「六六、四〇〇</p>									

二、五〇〇円	五、〇〇〇円	一一、九〇〇円	一一、九〇〇円	一一、九〇〇円	一一、九〇〇円	一一、九〇〇円	六六、九〇〇円	三三、四〇〇円	六六、九〇〇円	一七、〇〇〇円	二、三〇〇円	四、〇五〇円
二、七五〇円	五、四五〇円	一三、二〇〇円	一三、二〇〇円	一三、二〇〇円	一三、二〇〇円	一三、二〇〇円	七三、一〇〇円	三四、一〇〇円	七三、一〇〇円	一七、九〇〇円	二、四〇〇円	四、二五〇円

七、〇〇〇円	七、八〇〇円	一一、六〇〇円 一、六〇〇円 一、六〇〇円	一三、五〇〇円 一、八〇〇円 一、八〇〇円	一、二〇〇円 三、七〇〇円 三、七〇〇円 三、七〇〇円 一、一五〇円 二、三〇〇円	一、一〇〇円 三、三〇〇円 三、三〇〇円 三、三〇〇円 一、一〇〇円 二、二〇〇円	「三、五〇〇円」を「三、八五〇円」に、「六、三五〇円」を「七、一〇〇円」に 改め、同部の文書類の項中 に改め、同部の次に次のように加える。	農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和二年厚生労働省令第一号）農林水産省 第四条第二号に掲げる放射性物質検査証明書等については、徴収しない。	農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和二年厚生労働省令第一号）農林水産省 第四条第二号に掲げる放射性物質検査証明書等については、徴収しない。	農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和二年厚生労働省令第一号）農林水産省 第四条第二号に掲げる放射性物質検査証明書等については、徴収しない。	農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和二年厚生労働省令第一号）農林水産省 第四条第二号に掲げる放射性物質検査証明書等については、徴収しない。	農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和二年厚生労働省令第一号）農林水産省 第四条第二号に掲げる放射性物質検査証明書等については、徴収しない。	農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和二年厚生労働省令第一号）農林水産省 第四条第二号に掲げる放射性物質検査証明書等については、徴収しない。
--------	--------	-----------------------------	-----------------------------	--	--	---	--	--	--	--	--	--

令和八年三月二十六日

大分県報号外（条例）

二、〇〇〇円」を「二三、〇〇〇円」に、「一一、〇〇〇円」を「一一、五〇〇円」に改め、同表の助産所開設許可事務の部中「一一、〇〇〇円」を「一一、五〇〇円」に、「一六、〇〇〇円」を「一六、七〇〇円」に、「八、〇〇〇円」を「八、二〇〇円」に改め、同表の衛生検査所登録事務の部中「八〇、〇〇〇円」を「八四、〇〇〇円」に、「八、二〇〇円」を「八、六五〇円」に、「六一、〇〇〇円」を「六四、一〇〇円」に改め、同表の死体保存許可事務の部中「三、四〇〇円」を「三、八五〇円」に改め、同表の准看護師試験免許事務の部の免許手数料の項中「五、六〇〇円」を「五、九〇〇円」に改め、同部の免許証書換交付手数料の項中「三、四〇〇円」を「三、五五〇円」に改め、同部の免許証書換交付手数料の項中「四、一〇〇円」を「四、五五〇円」に改め、同部の再教育研修手数料の項中「四、一〇〇円」を「四、五五〇円」に改め、同部の再教育研修了登録証書換交付手数料の項中「三、四〇〇円」を「三、八五〇円」に改め、同部の再教育研修了登録証再交付手数料の項中「四、一〇〇円」を「四、五五〇円」に改め、同表の助産婦名簿謄本交付事務の部中「四、三〇〇円」を「四、五〇〇円」に改め、同表の保健婦免状、看護婦免状又は看護人免許交付事務の部中「三、四〇〇円」を「三、七〇〇円」に、「四、一〇〇円」を「四、四〇〇円」に改め、同表の業務関係事務の部の薬局開設許可申請手数料の項中「二九、〇〇〇円」を「三一、三〇〇円」に改め、同部の薬局開設許可更新申請手数料の項中「一一、〇〇〇円」を「一二、〇〇〇円」に改め、同部の地域連携薬局認定更新申請手数料の項、地域連携薬局認定更新申請手数料の項、専門医療機関連携薬局認定申請手数料の項及び専門医療機関連携薬局認定更新申請手数料の項中「一一、〇〇〇円」を「一一、九〇〇円」に改め、同部の医薬品販売業許可申請手数料の項中「二九、〇〇〇円」を「三一、三〇〇円」に改め、同部の医薬品販売業許可更新申請手数料の項中「一一、〇〇〇円」を「一二、〇〇〇円」に改め、同部の配置販売従事者身分証明書交付申請手数料の項中「七、一〇〇円」を「七、六〇〇円」に改め、同部の配置販売従事者身分証明書書換え交付申請手数料の項中「二、〇〇〇円」を「二、四〇〇円」に改め、同部の配置販売従事者身分証明書再交付申請手数料の項中「二、九〇〇円」を「三、三〇〇円」に改め、同部の登録販売者試験受験申請手数料の項中「二三、〇〇〇円」を「二四、〇〇〇円」に改め、同部の販売従事登録申請手数料の項中「七、一〇〇円」を「七、六五〇円」に改め、同部の販売従事登録証書換え交付申請手数料の項中「二、〇〇〇円」を「二、三五〇円」に改め、同部の高度管理医療機器等の販売業又は貸与業許可申請手数料の項中「二九、〇〇〇円」を「三〇、六〇〇円」に改め、同部の高度管理医療機器等の販売業又は貸与

業許可更新申請手数料の項中「一一、〇〇〇円」を「一一、四〇〇円」に改め、同部の管理医療機器販売業届出済証又は管理医療機器貸与業届出済証交付申請手数料の項中「四〇〇円」を「四二〇円」に改め、同部の再生医療等製品販売業許可申請手数料の項中「二九、〇〇〇円」を「三〇、六〇〇円」に改め、同部の再生医療等製品販売業許可更新申請手数料の項中「一一、〇〇〇円」を「一一、四〇〇円」に改め、同部の薬局開設許可証、地域連携薬局等認定証又は販売業若しくは貸与業許可証再交付申請手数料の項中「二、九〇〇円」を「三、三五〇円」に改め、同部の薬局開設許可証、地域連携薬局等認定証又は販売業若しくは貸与業許可証再交付申請手数料の項中「二、九〇〇円」を「三、三五〇円」に改め、同部の薬局製造販売医薬品の製造業許可申請手数料の項中「四、〇〇〇円」を「四、六五〇円」に改め、同部の薬局製造販売医薬品の製造業許可更新申請手数料の項中「一一、〇〇〇円」を「一一、八〇〇円」に改め、同部の薬局製造販売医薬品の製造業許可更新申請手数料の項中「五、六〇〇円」を「六、一〇〇円」に改め、同部の薬局製造販売医薬品の製造業許可更新申請手数料の項及び薬局製造販売医薬品の製造販売承認事項一部変更承認申請手数料の項中「九〇円」を「一〇〇円」に改め、同部の医薬品製造販売業許可申請手数料の項中「一五五、三〇〇円」を「一六八、〇〇〇円」に、「一三〇、九〇〇円」を「一四一、〇〇〇円」に改め、同部の医薬品製造販売業許可更新申請手数料の項中「一一二、〇〇〇円」を「一二、〇〇〇円」に改め、同部の医薬品製造販売業許可申請手数料の項中「九八、二〇〇円」を「一〇六、〇〇〇円」に、「七四、七〇〇円」を「八〇、五〇〇円」に改め、同部の化粧品製造販売業許可申請手数料の項中「五七、七〇〇円」を「六二、二〇〇円」に改め、同部の化粧品製造販売業許可更新申請手数料の項中「一五五、三〇〇円」を「一六八、〇〇〇円」に、「一三〇、九〇〇円」を「一四一、〇〇〇円」に、「九八、二〇〇円」を「一〇六、〇〇〇円」に改め、同部の医療機器製造販売業許可更新申請手数料の項中「二五、九〇〇円」を「三三、〇〇〇円」に、「一一四、二〇〇円」を「一二、〇〇〇円」に、「七九、〇〇〇円」を「八五、四〇〇円」に改め、同部の体外診断用医薬品製造販売業許可申請手数料の項中「一三〇、九〇〇円」を「一四一、〇〇〇円」に改め、同部の体外診断用医薬品製造販売業許可更新申請手数料の項中「一〇四、二〇〇円」を「一一二、〇〇〇円」に改め、同部の再生医療等製品製造販売業許可申請手数料の項中「一五五、三〇〇円」を「一六八、〇〇〇円」に改め、

に、「一、〇〇〇円」を「一、〇五〇円」に、「五三、四〇〇円」を「五六、九〇〇円」に、「五〇〇円」を「五九〇円」に改め、同部の輸出届時輸出医薬部外品GMP適合性調査申請手数料の項中「七〇、五〇〇円」を「七五、三〇〇円」に、「五二、九〇〇円」を「五六、四〇〇円」に、「二三、九〇〇円」を「二四、八〇〇円」に改め、同部の定期調査時輸出用医薬部外品GMP適合性調査申請手数料の項、医薬品GMP区分適合性調査申請手数料の項及び医薬部外品GMP区分適合性調査申請手数料の項中「一二四、六〇〇円」を「一三五、〇〇〇円」に、「二、〇〇〇円」を「二、一五〇円」に、「九五、〇〇〇円」を「一〇三、〇〇〇円」に、「一、〇〇〇円」を「一、〇五〇円」に、「五三、四〇〇円」を「五六、九〇〇円」に、「五〇〇円」を「五九〇円」に、「八、三〇〇円」を「八、九五〇円」に、「四、三〇〇円」を「四、六五〇円」に改め、同部の基準確認証書換え交付申請手数料の項中「二、〇〇〇円」を「二、二五〇円」に改め、同部の基準確認証再交付申請手数料の項中「二、九〇〇円」を「三、二〇〇円」に改め、同部の医薬品変更計画GMP適合性確認申請手数料の項及び医薬部外品変更計画GMP適合性確認申請手数料の項中「七〇、五〇〇円」を「七五、三〇〇円」に、「五二、九〇〇円」を「五六、四〇〇円」に、「二三、九〇〇円」を「二四、八〇〇円」に改め、同部の備考の欄の第九号中「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第八項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第七項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令」に改め、同表の毒物劇物関係事務の部中「一〇、五〇〇円」を「一一、三〇〇円」に、「二七、二〇〇円」を「二九、一〇〇円」に、「一〇、二〇〇円」を「一〇、八〇〇円」に、「五、二〇〇円」を「五、六五〇円」に、「一四、七〇〇円」を「一七、二〇〇円」に、「六、四〇〇円」を「六、九五〇円」に、「二、四〇〇円」を「二、六〇〇円」に、「四、〇〇〇円」を「四、〇五〇円」に改め、同表の麻薬及び向精神薬関係事務の部中「一四、六〇〇円」を「一六、一〇〇円」に、「三、九〇〇円」を「四、五〇〇円」に、「二、七〇〇円」を「三、二五〇円」に改め、同表の覚醒剤関係事務の部中「三、九〇〇円」を「四、二〇〇円」に、「二、七〇〇円」を「二、九〇〇円」に、「一一、五〇〇円」を「一二、七〇〇円」に、「一七、六〇〇円」を「一九、一〇〇円」に、「二、九〇〇円」を「三、〇五〇円」に改め、同表の大麻関係事務の部中「六、七〇〇円」を「二二、四〇〇円」に、「三、二〇〇円」を「三、六五〇円」に改め、同表の栄養士免許事務の部中「五、七〇〇円」を「六、一〇〇円」に、「三、三〇〇円」を「三、五五〇円」に、「三、七〇〇円」を「三、九〇〇円」に改め、同表の調理師免許事務の部中「六、二〇〇円」を「六、四〇〇円」に、「五、七〇〇円」を「六、一〇〇円」に、「三、三〇〇円」を「三、五五〇円」を「三、五五〇円」に改め、同表の受胎調節実地指導員指定事務

の部中「四、〇〇〇円」を「四、二〇〇円」に、「三、一〇〇円」を「三、二〇〇円」に、「二、四〇〇円」を「二、五五〇円」に、「二、八〇〇円」を「二、九五〇円」に、「五〇〇円」を「二、六〇〇円」に改め、同表の診療エックス線技師免許事務の部中「四、二〇〇円」を「四、四五〇円」に、「三、七〇〇円」を「三、九五〇円」に改め、同表の介護保険法関係事務の部中「一五、〇〇〇円」を「一五、七〇〇円」に、「九、〇〇〇円」を「九、五五〇円」に、「五、〇〇〇円」を「五、四〇〇円」に、「三、〇〇〇円」を「三、四〇〇円」に、「三〇、〇〇〇円」を「三一、六〇〇円」に、「六三、〇〇〇円」を「六五、七〇〇円」に、「三三、〇〇〇円」を「三四、八〇〇円」に、「九、六〇〇円」を「一〇、一〇〇円」に改め、同表の温泉許可等事務の部の土地掘削許可申請手数料の項中「一二〇、〇〇〇円」を「一二五、〇〇〇円」に改め、同部の土地掘削施設等変更許可申請手数料の項中「二四、〇〇〇円」を「二五、七〇〇円」に改め、同部のゆう出路増掘又は動力装置許可申請手数料の項中「一一〇、〇〇〇円」を「一一五、〇〇〇円」に改め、同部の温泉採取許可申請手数料の項中「三五、〇〇〇円」を「三七、二〇〇円」に改め、同部の可燃性天然ガス濃度確認申請手数料の項中「七、四〇〇円」を「七、七五〇円」に改め、同部の温泉採取施設等変更許可申請手数料の項中「二四、〇〇〇円」を「二五、五〇〇円」に改め、同部の温泉利用許可申請手数料の項中「三五、〇〇〇円」を「三五、五〇〇円」に改め、同部の地位承継承認申請手数料の項中「七、四〇〇円」を「七、八五〇円」に改め、同部の分析機関連録手数料の項中「五〇、〇〇〇円」を「五二、一〇〇円」に改め、同表の興行場許可事務の部中「二〇、〇〇〇円」を「二二、七〇〇円」に、「六、〇〇〇円」を「六、五〇〇円」に改め、同表の旅館業許可事務の部中「二二、〇〇〇円」を「二四、四〇〇円」に、「七、四〇〇円」を「七、五五〇円」に改め、同表の浴場業許可事務の部中「二二、〇〇〇円」を「二四、四〇〇円」に改め、同表の理容所、美容所又はクリーニンング所検査事務の部中「一六、〇〇〇円」を「一六、七〇〇円」に改め、同表のクリーニンング師免許事務の部中「七、〇〇〇円」を「七、七〇〇円」に、「五、六〇〇円」を「五、九五〇円」に、「二、九〇〇円」を「三、三五〇円」に、「三、四〇〇円」を「三、九〇〇円」に改め、同表の建築物環境衛生業者登録事務の部中「三五、〇〇〇円」を「三六、七〇〇円」に、「四五、〇〇〇円」を「四七、二〇〇円」に改め、同表の食品衛生許可等事務の部の食品衛生管理者養成施設登録申請手数料の項中「四〇、〇〇〇円」を「四三、二〇〇円」に改め、同部の食品衛生管理者資格取得講習会登録申請手数料の項中「九、〇〇〇円」を「九、七〇〇円」に改め、同部の営業許可申請手数料の項を次のように改める。

営業許可申請手数料												
飲食店営業	調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	一件	一一、〇〇〇円	更新の場合にあつては一五、二〇〇円、季節的又は一時的営業で営業期間が四月未満の場合にあつては三、五五〇円とする。								
食肉販売業	食肉販売業	一件	一一、〇〇〇円									
魚介類販売業	魚介類販売業	一件	一一、〇〇〇円									
魚介類競り売り営業	魚介類競り売り営業	一件	二四、八〇〇円									
集乳業	集乳業	一件	一一、〇〇〇円									
乳処理業	乳処理業	一件	二四、八〇〇円									
特別牛乳搾取処理業	特別牛乳搾取処理業	一件	二四、八〇〇円									
食肉処理業	食肉処理業	一件	二四、八〇〇円									
食品の放射線照射業	食品の放射線照射業	一件	二四、八〇〇円									
菓子製造業	菓子製造業	一件	一六、六〇〇円	季節的又は一時的営業で営業期間が四月未満の場合にあつては、三、五五〇円とする。								
アイスクリーム類製造業	アイスクリーム類製造業	一件	一六、六〇〇円									
乳製品製造業	乳製品製造業	一件	二四、八〇〇円									
清涼飲料水製造業	清涼飲料水製造業	一件	二四、八〇〇円									

令和八年三月二十六日

食肉製品製造業	一件	二四、八〇〇円	
水産製品製造業	一件	一九、〇〇〇円	
氷雪製造業	一件	二四、八〇〇円	
液卵製造業	一件	一六、六〇〇円	
食用油脂製造業	一件	二四、八〇〇円	
みそ又はしょうゆ製造業	一件	一九、〇〇〇円	
酒類製造業	一件	一九、〇〇〇円	
豆腐製造業	一件	一六、六〇〇円	
納豆製造業	一件	一六、六〇〇円	
麵類製造業	一件	一六、六〇〇円	
そうざい製造業	一件	二四、八〇〇円	
複合型そうざい製造業	一件	二四、八〇〇円	
冷凍食品製造業	一件	二四、八〇〇円	
複合型冷凍食品製造業	一件	二四、八〇〇円	
漬物製造業	一件	一六、六〇〇円	
密封包装食品製造業	一件	二四、八〇〇円	
食品の小分け業	一件	一一、〇〇〇円	
添加物製造業	一件	二四、八〇〇円	

別表第三の製菓衛生師免許事務の部中「九、四〇〇円」を「一〇、二〇〇円」に、「五、六〇〇円」を「六、一〇〇円」に、「二、八〇〇円」を「三、〇〇〇円」に、「三、五〇〇円」を「三、七五〇円」に改め、同表のふぐ処理者登録事務の部中「四、〇〇〇円」を「四、四〇〇円」に、「一、八〇〇円」を「二、〇〇〇円」に、「二、二〇〇円」を「二、

大分県報号外(条例)

の家畜伝染病予防事務の部中

二七〇円	を	三〇〇円
一〇〇円		一四〇円
二七〇円		二九〇円

〇〇円」を「一、三五〇円」に、「六〇〇円」を「六五〇円」に、「六七〇円」を「七六〇円」に、「二一〇円」を「三三〇円」に、「七二〇円」を「八五〇円」に改め、同表の家畜診療及び検査事務の部中「七〇円」を「八〇円」に改め、同表の種畜関係事務の部中「八〇〇円」を「九一〇円」に、「一、二〇〇円」を「一、三五〇円」に、「七六〇円」を「八三〇円」に改め、同表の林業種苗関係事務の部中「六、四〇〇円」を「六、五五〇円」に、「一四、〇〇〇円」を「一四、一〇〇円」に、「三、〇〇〇円」を「三、一〇〇円」に、「三六、〇〇〇円」を「三七、八〇〇円」に、「五、九〇〇円」を「六、一五〇円」に、「五、一〇〇円」を「五、三五〇円」に、「三、六〇〇円」を「三、七五〇円」に、「五、七〇〇円」を「三〇〇円」に改め、同表の漁業関係事務の部の漁業権免許申請手数料の項及び漁業権共有認可申請手数料の項中「三、七〇〇円」を「四、一〇〇円」に改め、同部の漁業権分割変更免許申請手数料の項中「二、五〇〇円」を「二、八〇〇円」に改め、同部の抵当権設定認可申請手数料の項及び漁業権移転認可申請手数料の項中「一、二〇〇円」を「一、三五〇円」に改め、同部の休業中の漁業許可申請手数料の項中「二、五〇〇円」を「二、八〇〇円」に改め、同部の沿岸漁場管理団体指定申請手数料の項中「三、七〇〇円」を「四、一〇〇円」に改め、同部の漁業許可申請手数料の項中「二、九〇〇円」を「三、二五〇円」に改め、同部の漁業許可変更許可申請手数料の項中「二、四〇〇円」を「二、七〇〇円」に改め、同部の免許漁業原簿謄本又は抄本交付手数料の項中「五二〇円」を「五七〇円」に改め、同部の漁場図謄本又は抄本交付手数料の項中「五二〇円」を「五八〇円」に改め、同部の免許漁業原簿閲覧手数料の項中「二八〇円」を「三二〇円」に改め、同表の漁船関係事務の部中「四、六〇〇円」を「四、九〇〇円」に、「六、九〇〇円」を「七、二〇〇円」に、「七、四〇〇円」を「七、七〇〇円」に、「七、九〇〇円」を「八、二〇〇円」に、「二、四〇〇円」を「二、七〇〇円」に、「三、六〇〇円」を「三、八〇〇円」に、「二、三〇〇円」を「二、五〇〇円」に、「三、四〇〇円」を「三、六〇〇円」に、「三、七〇〇円」を「三、九〇〇円」に、「四、〇〇〇円」を「四、二〇〇円」に、「四四〇円」を「五〇〇円」に改め、同表の小型船舶関係事務の部中「一四、〇〇〇円」を「一四、五〇〇円」に、「一九、〇〇〇円」を「一九、五〇〇円」に、「三七、〇〇〇円」を「三八、〇〇〇円」に、「二六、〇〇〇円」を

「二七、〇〇〇円」に改め、同表の遊漁船業関係事務の部中「一五、〇〇〇円」を「一五、五〇〇円」に、「二二、〇〇〇円」を「二二、四〇〇円」に、「六、〇〇〇円」を「六、二〇〇円」に改め、同表の浄化槽法関係事務の部中「三三、〇〇〇円」を「三三、一〇〇円」に、「二六、〇〇〇円」を「二六、二〇〇円」に、「六八〇円」を「六九〇円」に改め、同表の砂利採取関係事務の部中「一三、〇〇〇円」を「一四、〇〇〇円」に、「八、四〇〇円」を「八、八五〇円」に改め、同表の土砂災害防止法関係事務の部中「四、〇〇〇円」を「四、四〇〇円」に改め、同表の屋外広告物関係事務の部中「二六〇円」を「二七〇円」に、「四八〇円」を「五〇〇円」に、「一、三〇〇円」を「一、三五〇円」に、「一六〇円」を「一七〇円」に、「四二〇円」を「四四〇円」に、「一、〇五〇円」を「一、一〇〇円」に、「二、一〇〇円」を「二、二〇〇円」に、「三、二〇〇円」を「三、三五〇円」に、「四、二五〇円」を「四、四五〇円」に、「五、三〇〇円」を「五、五五〇円」に、「六、三五〇円」を「六、六五〇円」に、「七、四〇〇円」を「七、七五〇円」に、「八、五〇〇円」を「八、九〇〇円」に改め、同表の都市計画法関係事務の部中「八、六〇〇円」を「九、六〇〇円」に、「二二、〇〇〇円」を「二五、〇〇〇円」に、「四三、〇〇〇円」を「四六、〇〇〇円」に、「八六、〇〇〇円」を「八八、〇〇〇円」に、「一三、〇〇〇円」を「一四、〇〇〇円」に、「三〇、〇〇〇円」を「三二、〇〇〇円」に、「六五、〇〇〇円」を「六七、〇〇〇円」に、「一八、〇〇〇円」を「一九、〇〇〇円」に、「三九、〇〇〇円」を「四二、〇〇〇円」に、「九七、〇〇〇円」を「九九、〇〇〇円」に、「四七〇円」を「四九〇円」に改め、同表の宅地造成及び特定盛土等規制法関係事務の部中「二一、〇〇〇円」を「二二、〇〇〇円」に、

三二、〇〇〇円	を	三三、〇〇〇円
四四、〇〇〇円		四五、〇〇〇円

「六二、〇〇〇円」を「六四、〇〇〇円」に、「七二、〇〇〇円」を「七四、〇〇〇円」に、「九六、〇〇〇円」を「九九、〇〇〇円」に、「一五〇、〇〇〇円」を「一五五、〇〇〇円」に、「二二八、〇〇〇円」を「二三六、〇〇〇円」に、「三五四、〇〇〇円」を「三六六、〇〇〇円」に、「四九八、〇〇〇円」を「五一五、〇〇〇円」に、「六四二、〇〇〇円」を「六六四、〇〇〇円」に、「一六、〇〇〇円」を「一七、〇〇〇円」に、「一八、〇〇〇円」を「一九、〇〇〇円」に、「二四、〇〇〇円」を「二五、〇〇〇円」に、「三四、〇〇〇円」を「三五、〇〇〇円」に、

三七、〇〇〇円	を	三九、〇〇〇円
四四、〇〇〇円		四六、〇〇〇円

に、

「五八、〇〇〇円」を「六〇、〇〇〇円」に、「七八、〇〇〇円」を「八〇、〇〇〇円」に、「一一四、〇〇〇円」を「一一八、〇〇〇円」に、「一三八、〇〇〇円」を「一四三、〇〇〇円」に、「一二、〇〇〇円」を「一三、〇〇〇円」に、「一三、〇〇〇円」を「一四、〇〇〇円」に、「二五、〇〇〇円」を「二六、〇〇〇円」に、「一七、〇〇〇円」を「一八、〇〇〇円」に、「二〇、〇〇〇円」を「二一、〇〇〇円」に、「二六、〇〇〇円」を「二七、〇〇〇円」に、「二七、〇〇〇円」を「二八、〇〇〇円」に改め、同表の建築基準法関係事務の部の建築物確認申請又は通知に係る審査手数料の項中「一、〇〇〇円」を「二、〇〇〇円」に、「二〇、〇〇〇円」を「二一、七〇〇円」に、「三二、〇〇〇円」を「三三、六〇〇円」に、「四五、〇〇〇円」を「四七、五〇〇円」に、「四八、〇〇〇円」を「四八、一〇〇円」に、「七一、〇〇〇円」を「七二、〇〇〇円」に、「二〇、〇〇〇円」を「二一、〇〇〇円」に、「三一、〇〇〇円」を「三一、七〇〇円」に、「五三、〇〇〇円」を「五四、〇〇〇円」に、「一一、〇〇〇円」を「一二、七〇〇円」に、「一三、〇〇〇円」を「一四、一〇〇円」に、「一一、〇〇〇円」を「一二、一〇〇円」に、「三四、〇〇〇円」を「三五、九〇〇円」に、「五三、〇〇〇円」を「五六、六〇〇円」に、「六九、〇〇〇円」を「七三、四〇〇円」に改め、同部の構造計算適合性判定手数料の項中「二〇六、〇〇〇円」を「二〇七、〇〇〇円」に、「二七二、〇〇〇円」を「二七三、〇〇〇円」に、「一七三、〇〇〇円」を「一七四、〇〇〇円」に、「三〇五、〇〇〇円」を「三〇六、〇〇〇円」に、「一八九、〇〇〇円」を「一九〇、〇〇〇円」に、「四〇四、〇〇〇円」を「四〇五、〇〇〇円」に、「三三九、〇〇〇円」を「三四〇、〇〇〇円」に、「第十八条第四項」を「第十八条第五項」に改め、同部の建築物完了検査申請又は通知に係る検査手数料の項中「二三、〇〇〇円」を「二四、二〇〇円」に、「二七、〇〇〇円」を「二八、二〇〇円」に、「二七、〇〇〇円」を「二八、四〇〇円」に、「三一、〇〇〇円」を「三二、四〇〇円」に、「三六、〇〇〇円」を「三八、〇〇〇円」に、「四〇、〇〇〇円」を「四二、〇〇〇円」に、「五一、〇〇〇円」を「五一、六〇〇円」に、「五五、〇〇〇円」を「五五、六〇〇円」に、「五三、〇〇〇円」を「五五、九〇〇円」に、「五九、〇〇〇円」を「六一、九五〇円」に、「七四、〇〇〇円」を「七四、八〇〇円」に、「八二、〇〇〇円」を「八三、五〇〇円」に、「一七八、〇〇〇円」を「一八一、〇〇〇円」に、「一九五、〇〇〇円」を「一九九、一〇〇円」に、「二九一、〇〇〇円」を「二九二、八〇〇円」に、「五〇四、〇〇〇円」を「五〇六、六〇〇円」に改め、同部の中間検査を受けた建築物完了検査申請又は通知に係る検査手数料の項中「二一、〇〇〇円」を「二二、九〇〇円」に、「二五、〇〇〇円」を「二五、九〇〇円」に、

「二五、〇〇〇円」を「二六、八〇〇円」に、「二九、〇〇〇円」を「三〇、八〇〇円」に、「三五、〇〇〇円」を「三六、六〇〇円」に、「三九、〇〇〇円」を「四〇、六〇〇円」に、「四九、〇〇〇円」を「五一、六〇〇円」に、「五三、〇〇〇円」を「五五、六〇〇円」に、「五二、〇〇〇円（建築物エネルギー消費性能基準への適合を調査する場合にあつては、五八、〇〇〇円）を「五二、九〇〇円（建築物エネルギー消費性能基準への適合を調査する場合にあつては、五八、九五〇円）に、「六九、〇〇〇円」を「六九、八〇〇円」に、「七七、〇〇〇円」を「七八、五〇〇円」に、「一六一、〇〇〇円」を「一六三、〇〇〇円」に、「一七八、〇〇〇円」を「一八一、一〇〇円」に、「二五二、〇〇〇円」を「二五七、〇〇〇円」に、「二八三、〇〇〇円」を「二八九、八〇〇円」に、「四四五、〇〇〇円」を「四六四、〇〇〇円」に、「四九四、〇〇〇円」を「五一五、六〇〇円」に改め、同部の建築物中間検査申請又は通知に係る検査手数料の項中「二〇、〇〇〇円」を「二一、二〇〇円」に、「三三、〇〇〇円」を「三四、四〇〇円」に、「三一、〇〇〇円」を「三三、六〇〇円」に、「四四、〇〇〇円」を「四六、二〇〇円」に、「四九、〇〇〇円」を「四九、四〇〇円」に、「六六、〇〇〇円」を「六六、七〇〇円」に、「一四七、〇〇〇円」を「一五〇、〇〇〇円」に、「二二二、〇〇〇円」を「二二六、〇〇〇円」に、「四〇七、〇〇〇円」を「四一五、〇〇〇円」に改め、同部の検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料の項中「一一〇、〇〇〇円」を「一二二、〇〇〇円」に改め、同部の公共用歩廊等の道路内における建築許可申請手数料の項及び壁面線外における建築許可申請手数料の項中「一六〇、〇〇〇円」を「一六一、〇〇〇円」に改め、同部の都市計画区域及び準都市計画区域内における建築等許可申請手数料の項中「一八〇、〇〇〇円」を「一八一、〇〇〇円」に、「一二〇、〇〇〇円」を「一二三、〇〇〇円」に改め、同部の特殊建築物等敷地許可申請手数料の項、建築物の延べ面積の特例許可申請手数料の項、建築物の敷地面積の許可申請手数料の項、建築物の高さの特例許可又は高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料の項、日影による建築物の高さの特例許可申請手数料の項、高度地区における建築物の高さの特例許可申請手数料の項、高度利用地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料の項、高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可申請手数料の項、敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料の項、地区計画等の区域のうち再開発等促進区等内における建築物の各部分の高さの許可申請手数料の項、地区計画等の区域内において敷地内に道路に接して有効な空地が確保されている建築物の各部分の高さの特例許可申請手数料の項及び予定道路に係る建築物の延べ面積の特例許可申請手数料の項中「一六〇、〇〇〇円」を「一六一、〇〇〇円」に改め、同部の仮設建築物建築許可申請手数料の項中「一二〇、〇〇

を「五八、〇〇〇円」に、「三六、二〇〇円」を「三九、〇〇〇円」に、「一一、〇〇〇円」を「一一、八〇〇円」に、「一〇四、〇〇〇円」を「一一二、〇〇〇円」に、「七六、二〇〇円」を「八〇、九〇〇円」に、「五〇、七〇〇円」を「五四、六〇〇円」に、「一八、一〇〇円」を「一九、四〇〇円」に、「一四六、〇〇〇円」を「一五七、〇〇〇円」に、「一〇七、〇〇〇円」を「一一四、〇〇〇円」に、「七一、四〇〇円」を「七七、〇〇〇円」に、「二九、五〇〇円」を「三一、八〇〇円」に、「二〇九、〇〇〇円」を「二二五、〇〇〇円」に、「一五五、〇〇〇円」を「一六五、〇〇〇円」に、「一〇六、〇〇〇円」を「一一四、〇〇〇円」に、「四八、七〇〇円」を「五二、五〇〇円」に、「三〇〇、〇〇〇円」を「三三四、〇〇〇円」に、「二二五、〇〇〇円、当該」を「二三九、〇〇〇円、当該」に、「二五八、〇〇〇円」を「二七二、〇〇〇円」に、「八六、四〇〇円」を「九三、二〇〇円」に、「四〇六、〇〇〇円」を「四三八、〇〇〇円」に、「三一〇、〇〇〇円」を「三二九、〇〇〇円」に、「二二五、〇〇〇円、適合証」を「二四三、〇〇〇円、適合証」に、「一三六、〇〇〇円」を「一四七、〇〇〇円」に、「五三二、〇〇〇円」を「五七四、〇〇〇円」に、「四〇四、〇〇〇円」を「四二九、〇〇〇円」に、「二九一、〇〇〇円」を「三一四、〇〇〇円」に、「一七二、〇〇〇円」を「一八六、〇〇〇円」に、「六二四、〇〇〇円」を「六七四、〇〇〇円」に、「四六八、〇〇〇円」を「四九七、〇〇〇円」に、「三三〇、〇〇〇円」を「三五六、〇〇〇円」に、「一八三、〇〇〇円」を「一九二、〇〇〇円」を「二〇七、〇〇〇円」に、「二九九、〇〇〇円」を「三三三、〇〇〇円」に、「三八四、〇〇〇円」を「四一五、〇〇〇円」に、「四五八、〇〇〇円」を「四九四、〇〇〇円」に、「五三四、〇〇〇円」を「五七七、〇〇〇円」に、「二二四、〇〇〇円」を「二三一、〇〇〇円」に、「二五七、〇〇〇円」を「二七七、〇〇〇円」に、「四〇九、〇〇〇円」を「四四二、〇〇〇円」に、「五八二、〇〇〇円」を「六二八、〇〇〇円」に、「七一四、〇〇〇円」を「七七二、〇〇〇円」に、「八四一、〇〇〇円」を「九〇八、〇〇〇円」に、「九六〇、〇〇〇円」を「一、〇三七、〇〇〇円」に改め、同部の低炭素建築物新築等計画認定に係る構造計算適合性判定手数料の項中「二〇六、〇〇〇円」を「二〇七、〇〇〇円」に、「二七二、〇〇〇円」を「二七三、〇〇〇円」に、「一七三、〇〇〇円」を「一七四、〇〇〇円」に、「三〇五、〇〇〇円」を「三〇六、〇〇〇円」に、「一八九、〇〇〇円」を「一九〇、〇〇〇円」に、「四〇四、〇〇〇円」を「四〇五、〇〇〇円」に、「二三九、〇〇〇円」を「二四〇、〇〇〇円」に改め、同表の建築物のエネルギー消費性能の向上等に關する法律関係事務の部中「三二、一〇〇円」を「三三、八〇〇円」に、「二四、〇〇〇円」を「二五、五〇〇円」に、「一六、八〇〇円」を「一七、八〇〇円」に、「五、一〇〇円」

を「五、三五〇円」に、「三五、六〇〇円」を「三七、五〇〇円」に、「二六、五〇〇円」を「二八、一〇〇円」に、「一八、一〇〇円」を「一九、一〇〇円」に、「六三、五〇〇円」を「六七、〇〇〇円」に、「四七、〇〇〇円」を「四九、九〇〇円」に、「三〇、八〇〇円」を「三一、五〇〇円」に、「九、五五〇円」を「一〇、〇〇〇円」に、「一〇六、〇〇〇円」を「一一二、〇〇〇円」に、「七八、三〇〇円」を「八三、一〇〇円」に、「五二、七〇〇円」を「五五、六〇〇円」に、「一九、四〇〇円」を「二〇、四〇〇円」に、「一七九、〇〇〇円」を「一八九、〇〇〇円」に、「一三六、〇〇〇円」を「一四四、〇〇〇円」に、「九四、五〇〇円」を「九九、九〇〇円」に、「四一、六〇〇円」を「四三、九〇〇円」に、「二五六、〇〇〇円」を「二七一、〇〇〇円」に、「一九八、〇〇〇円」を「二一〇、〇〇〇円」に、「一四三、〇〇〇円」を「一五一、〇〇〇円」に、「七三、九〇〇円」を「七八、一〇〇円」に、「二〇八、〇〇〇円」を「二一九、〇〇〇円」に、「七九、九〇〇円」を「八四、五〇〇円」に、「二六二、〇〇〇円」を「二七五、〇〇〇円」に、「一一二、〇〇〇円」を「一〇七、〇〇〇円」に、「あつては一六、〇〇〇円」を「あつては一六、七〇〇円」に、「三三五、〇〇〇円」を「三五四、〇〇〇円」に、「一三三、〇〇〇円」を「一四一、〇〇〇円」に、「二五、四〇〇円」を「二六、八〇〇円」に、「四七八、〇〇〇円」を「五〇五、〇〇〇円」に、「二六、〇〇〇円」を「二二八、〇〇〇円」に、「五八八、〇〇〇円」を「六二二、〇〇〇円」に、「二八一、〇〇〇円」を「二九七、〇〇〇円」に、「一一六、〇〇〇円」を「一二三、〇〇〇円」に、「六九六、〇〇〇円」を「七三五、〇〇〇円」に、「三三八、〇〇〇円」を「三五七、〇〇〇円」に、「一四七、〇〇〇円」を「一五五、〇〇〇円」に、「七九三、〇〇〇円」を「八三九、〇〇〇円」に、「三九六、〇〇〇円」を「四一九、〇〇〇円」に、「一八三、〇〇〇円」を「一九四、〇〇〇円」に、「二〇六、〇〇〇円」を「二〇七、〇〇〇円」に、「二七二、〇〇〇円」を「二七三、〇〇〇円」に、「一七三、〇〇〇円」を「一七四、〇〇〇円」に、「三五五、〇〇〇円」を「三〇六、〇〇〇円」に、「一八九、〇〇〇円」を「一九〇、〇〇〇円」に、「四〇四、〇〇〇円」を「四〇五、〇〇〇円」に、「二三九、〇〇〇円」を「二四〇、〇〇〇円」に改め、同表の建築士法関係事務の部中「五、九〇〇円」を「六、二五〇円」に、「二三、〇〇〇円」を「二四、三〇〇円」に改め、同表のマンションの管理の適正化の推進に關する法律関係事務の部中「二六、三〇〇円」を「二八、一〇〇円」に、「三、〇〇〇円」を「三、二〇〇円」に、「一一、五〇〇円」を「一二、四〇〇円」に、「一、四〇〇円」を「一、五〇〇円」に、「二〇、九〇〇円」を「二二、三〇〇円」に、「七、四〇〇円」を「八、一〇〇円」に改め、同表の高齢者の居住の安定確保に關する法律関係事務の部中「二八、〇〇〇円」を「二九、〇〇〇円」に、「三二、〇〇〇円」を「三三、〇〇〇円」

に、「三六、〇〇〇円」を「三七、〇〇〇円」に、「四〇、〇〇〇円」を「四一、〇〇〇円」に、「四七、〇〇〇円」を「四八、〇〇〇円」に、「五八、〇〇〇円」を「五九、〇〇〇円」に、「六九、〇〇〇円」を「七〇、〇〇〇円」に改め、同表の租税特別措置法関係事務の部中「三三、〇〇〇円」を「三五、一〇〇円」に、「二四、〇〇〇円」を「二六、〇〇〇円」に改め、同表の自動車保管場所関係事務の部中「二、二〇〇円」を「二、五五〇円」に改め、同表の道路使用許可関係事務の部中「二、四〇〇円」を「二、七五〇円」に、「六〇〇円」を「六八〇円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。ただし、別表第三の業務関係事務の部の備考の欄の改正規定は、同年五月一日から施行する。

(大分県身体障害者福祉センターの温水プール及び機能回復訓練室並びに大分県立武道スポーツセンターのトレーニングルームの回数券の利用の特例)

2 改正後の別表第一の大分県身体障害者福祉センターの部の個人使用料の項(温水プール及び機能回復訓練室に係る部分に限る。)の規定の適用については、この条例の施行の日以後同日前に購入した回数券で利用する場合に限り、同項中「一、〇〇〇円」とあるのは「六五〇円」と、「一、四〇〇円」とあるのは「一、〇〇〇円」と、「二、四〇〇円」とあるのは「一、七〇〇円」と、「三、八〇〇円」とあるのは「三、四〇〇円」とし、同表の大分県立武道スポーツセンターの部のセンター個人使用料の項(トレーニングルームに係る部分に限る。)の規定の適用については、この条例の施行の日以後同日前に購入した回数券で利用する場合に限り、同項中「三、七〇〇円」とあるのは、「三、六〇〇円」とする。

大分県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十六日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県条例第九号

大分県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

大分県の事務処理の特例に関する条例(平成十一年大分県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。
別表第一の九の項の事務の欄を次のように改める。

- 一 法第十三条の規定に基づき、母子福祉資金貸付金の貸付けの申請に係る書類を受理し、及び知事に送付すること。
- 二 母子福祉資金貸付金を交付すること(口座振替によるものを除く。)
- 三 母子福祉資金貸付金の償還に関する事務を行うこと。
- 四 法第三十一条の六の規定に基づき、父子福祉資金貸付金の貸付けの申請に係る書類を受理し、及び知事に送付すること。
- 五 父子福祉資金貸付金を交付すること(口座振替によるものを除く。)
- 六 父子福祉資金貸付金の償還に関する事務を行うこと。
- 七 法第三十二条の規定に基づき、寡婦福祉資金貸付金の貸付けの申請に係る書類を受理し、及び知事に送付すること。
- 八 寡婦福祉資金貸付金を交付すること(口座振替によるものを除く。)
- 九 寡婦福祉資金貸付金の償還に関する事務を行うこと。

別表第一の九の項の市町村の欄中「第四号」を「第一号、第三号、第四号、第六号、第七号及び第九号」に改める。

別表第二の四の項の事務の欄の第一号(2)及び五の項の事務の欄の第一号(2)中「第七条第三項」を「第七条第二項」に改め、同表の十五の項の事務の欄の第一号(7)中「第七項及び第十項」を「第六項及び第十三項」に改め、同欄の第二号(2)中「第十四条第十六項」を「第十四条第十四項」に改め、同表の十六の項の事務の欄の第一号(2)中「第八条第四項」を「第八条第三項」に改め、同表の二十四の項の事務の欄の第二号(2)を削り、(3)を(2)とし、(4)を(3)とし、同欄の第三号(2)を同号(3)とし、同号(1)の次に次のように加える。

- (2) 施行令第一条の四第一項

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第二の十五の項の改正規定は、令和八年五月一日から施行する。

大分県立アルゲリッチ記念館の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

令和八年三月二十六日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県条例第十号

大分県立アルゲリッチ記念館の設置及び管理に関する条例

(設置)

二、九〇〇円」に、「二四、〇〇〇円以下」を「二五、七〇〇円以下」に、「三六、〇〇〇円」を「三八、五〇〇円」に、「四八、〇〇〇円」を「五一、三〇〇円」に改め、同表の駐車場の項中「一五〇円」を「一六〇円」に、「三〇、〇〇〇円」を「三二、一〇〇円」に改める。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

大分県立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十六日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県条例第十二号

大分県立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大分県立美術館の設置及び管理に関する条例(平成二十五年大分県条例第七号)の一部を次のように改正する。

別表の展示室Aの項及び展示室Bの項中「四四、四〇〇円」を「四七、四〇〇円」に改め、同表のアトリウムの項中「五、八〇〇円」を「六、二〇〇円」に、「一一、四〇〇円以下」を「一二、二〇〇円以下」に、「一七、二〇〇円」を「一八、四〇〇円」に、「二二、八〇〇円」を「二四、四〇〇円」に改め、同表の研修室の項及びアトリエの項中「一、四五〇円」を「一、五五〇円」に改め、同表の駐車場の項中「一五〇円」を「一六〇円」に改め、同表の所蔵作品展の項中「三〇〇円」を「三二〇円」に、「二〇〇円」を「二二〇円」に、「二五〇円」を「二七〇円」に、「一五〇円」を「一六〇円」に改める。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

大分県国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十六日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県条例第十三号

大分県国民健康保険条例の一部を改正する条例

大分県国民健康保険条例(平成二十九年大分県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十五条」を「第二十九条」に改める。

第十三条第二項を削る。

第十六条の見出しを「(一般納付金被保険者均等割指数の範囲)」に改め、同条第二項を削る。

第十七条第二項を削る。

第二十条の見出しを「(後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数の範囲)」に改め、同条第二項を削る。

第二十一条第二項を削る。

第二十四条の見出しを「(介護納付金納付金被保険者均等割指数の範囲)」に改め、同条第二項を削る。

第二十五条を第二十九条とし、第二十四条の次に次の四条を加える。

第二十五条 算定政令第十一条の二第三項に規定する子ども・子育て支援納付金納付金所得係数の基準は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た数とする。

一 県に係る算定政令第十一条の二第三項第一号に掲げる額

二 算定政令第十一条の二第三項第二号に掲げる額

(子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合)

第二十六条 算定政令第十一条の二第四項に規定する子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る同項第一号に掲げる数とする。

(子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合)

第二十七条 算定政令第十一条の二第五項に規定する子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る同項第二号に掲げる数とする。

(子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数の範囲)

第二十八条 算定政令第十一条の二第七項に規定する子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数の範囲は、零を超え一に満たない範囲とする。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

おおいた動物愛護センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

布する。

令和八年三月二十六日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県条例第十四号

おおいた動物愛護センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

おおいた動物愛護センターの設置及び管理に関する条例（平成三十年大分県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第三号並びに第七条第一項及び第二項中「ドッグラン」を「ドッグラン等」に改める。

別表中「三、五〇〇円」を「七、〇〇〇円」に、

共同使用に供する部分	一頭につき き一時間	一〇〇円以上 三五〇円以下
------------	---------------	------------------

を

多目的 広場	競技会、 集会、展 示会、博 覧会その 他これら に類する 催しのた め設けら れる仮設 工作物	全部を 使用する 場合	一頭につ き一時間	一〇〇円以上 七〇〇円以下	物品の販 売その他の 営利目的で 使用する場 合の利用料 金の額は、 仮設工作物 一件ごと に、上記の 金額に一〇 〇円以上三 五〇円以下 の額を加算 した額とす る。
	二分の 一を使 用する 場合	一日	三、五〇〇円以上 一〇、〇〇〇円以下		

に

改める。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

大分県環境影響評価条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十六日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県条例第十五号

大分県環境影響評価条例の一部を改正する条例

大分県環境影響評価条例（平成十一年大分県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十六条」を「第五十七条」に改める。

第五十六条を第五十七条とする。

第五十五条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第三章第一節の規定は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第一百十七号）第二十二条の三第一項に規定する認定地域脱炭素化促進事業者が同条第三項第一号に

規定する認定地域脱炭素化促進事業計画に従って行う同法第二十二条の二第二項第四号の

整備（同法第二十一条第七項に規定する県の基準に基づき定められた同条第五項第二号に

規定する促進区域内において行うものに限る。）については、適用しない。

第五十五条を第五十六条とし、第五十四条の次に次の一条を加える。

（環境影響評価に係る書類等の公開）

第五十五条 知事は、事業者、都市計画決定権者及び港湾管理者が次の各号に掲げる手続を経たときは、当該各号に定める書類を、それぞれ規則で定める期間、インターネットの利

用その他の方法により公開することができる。この場合においては、あらかじめ、当該書

類を作成したこれらの者の同意を得なければならない。

一 第四条の四（第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の

規定による公表 当該公表がされた配慮書

二 第七条第一項（第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）

の規定による公表 当該公表がされた第一種対象事業実施計画書

三 第十五条第一項（第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される場合及び第四

十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公表 当該公表がされた第

一種対象事業準備書

四 第二十三条第一項（第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される場合及び第

四十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公表 当該公表がされた

〇〇円」を「一九、三〇〇円」に、「三五、二〇〇円」を「三七、六〇〇円」に、

四、八〇〇円以上
七、二〇〇円以下

を

四、八〇〇円以上
七、七〇〇円以下

に、「一一、五〇〇円」を「一二、

三〇〇円」に、「二八、二〇〇円」を「三〇、一〇〇円」に改め、同表の会議場棟の項中

「四三、二〇〇円」を「四六、一〇〇円」に、「六三、三〇〇円」を「六七、六〇〇円」

に、「六九、一〇〇円」を「七三、八〇〇円」に、「一六三、二〇〇円」を「一七五、〇〇

〇円」に、「二一、六〇〇円」を「二三、一〇〇円」に、「三一、六〇〇円」を「三三、八

〇〇円」に、「三四、五〇〇円」を「三六、九〇〇円」に、「八一、六〇〇円」を「八七、

一〇〇円」に、「一〇、八〇〇円」を「一一、六〇〇円」に、「一五、八〇〇円」を「一

六、九〇〇円」に、「一七、二〇〇円」を「一八、四〇〇円」に、「四〇、八〇〇円」を

「四三、六〇〇円」に、「五、四〇〇円」を「五、八〇〇円」に、「七、九〇〇円」を

「八、四五〇円」に、「八、六〇〇円」を「九、二〇〇円」に、「二〇、四〇〇円」を「二

一、八〇〇円」に、

四、八〇〇円以上
七、二〇〇円以下

を

四、八〇〇円以上
七、七〇〇円以下

に、「一〇、五

〇〇円」を「一一、三〇〇円」に、「一一、五〇〇円」を「一二、三〇〇円」に、「二七、

二〇〇円以下」を「二九、一〇〇円以下」に改める。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

大分農業文化公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十六日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県条例第十九号

大分農業文化公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大分農業文化公園の設置及び管理に関する条例（平成十二年大分県条例第五十一号）の一

部を次のように改正する。

第六条第一項中「、コテージ及びクラインガルテン」を「及びコテージ」に改める。

令和八年三月二十六日

〇〇円」を「二、六〇〇円」に改め、同表のコテージ利用料の項中「一四、七〇〇円」を

「一五、七〇〇円」に改め、同表のクラインガルテン利用料の項を削り、同表の設備利用料

の項中「一、二〇〇円」を「一、三〇〇円」に、「六〇〇円」を「六四〇円」に、「三六〇

円」を「三九〇円」に、「二四〇円」を「二六〇円」に、「二、四〇〇円」を「二、六〇〇

円」に、「二二〇円」を「二三〇円」に改め、同表の飲食料の項中「五、〇〇〇円」を

「五、三五〇円」に改め、同表の備考の欄中「二、八八〇円」を「三、一〇〇円」に改め

る。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

大分県都市農村交流研修館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公

令和八年三月二十六日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県条例第二十号

大分県都市農村交流研修館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大分県都市農村交流研修館の設置及び管理に関する条例（平成十二年大分県条例第五十二

号）の一部を次のように改正する。

別表の研修室利用料の項中「三、四八〇円」を「三、七五〇円」に、「一、四四〇円」を

「一、五五〇円」に、「九六〇円以下」を「一、〇五〇円以下」に、「一、〇八〇円」を

「一、二〇〇円」に、「七二〇円以下」を「七七〇円以下」に

三二〇円以上
四八〇円以下

を

に改め、同表の附属設備利用料の項中「五四〇円」を「五八〇円」に

三二〇円以上
五二〇円以下

改める。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

大分県報号外（条例）

大分県漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和八年三月二十六日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県条例第二十一号
大分県漁港管理条例の一部を改正する条例

大分県漁港管理条例(昭和三十三年大分県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一の使用料の部の岸壁(係留指定施設を除く。)の項中「二〇二円」を「二〇五円」に、「二六九円」を「二七四円」に、「一三五円」を「一三七円」に、「四円三銭」を「四円一〇銭」に、「五円三七銭」を「五円四七銭」に、「二円六九銭」を「二円七四銭」に改め、同部の係留指定施設の項中「一、七五〇円」を「一、八〇〇円」に、「二、六〇〇円」を「二、六五〇円」に改め、同部の野積場 漁具干場 各種漁港施設の敷地の項中「一年」を「一日」に、「四八〇円」を「四七二円」に改め、同部の可動橋の項中「二円六四銭」を「二円六九銭」に改め、同部の道路の項中「一年」を「一日」に、「七四〇円」を「二円六三銭」に改め、同表の注1を次のように改める。

注1 一日の単位で示したものについて、使用の期間が一月未満のものは、一日として算定する。

別表第一の注3を同表の注5とし、同表の注2を同表の注4とし、同表の注1の次に次のように加える。

2 一月の単位で示したものについて、使用の期間が一月未満のものは、一月として算定する。

3 一年の単位で示したものについて、占用の期間が一年未満のものは月割計算により、一月未満のものは一月として算定する。

別表第二の土砂採取料の項中「一七二円」を「一七五円」に、「一四一元」を「一四三円」に、「一三一元」を「一三三円」に、「二二〇円」を「二二二円」に、「八二円」を「八三円」に、「一四七円」を「一四九円」に、「九五円」を「九六円」に、「五六円」を「五七円」に、「六九円」を「七〇円」に、「一三二円」を「一三四円」に改める。

注1 一年の単位で示したものについて、占用の期間が一年未満のものは月割計算により、一月未満のものは一月として算定する。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

大分県特定都市河川浸水被害対策法施行条例をここに公布する。

令和八年三月二十六日

大分県条例第二十二号
大分県特定都市河川浸水被害対策法施行条例

大分県特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第一条 この条例は、特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

第三条 法第三十八条第三項の標識は、次に掲げる事項を明示したものとする。

一 雨水貯留浸透施設の名称

二 雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号

三 雨水貯留浸透施設の容量(容量のない雨水貯留浸透施設にあつては、規模)及び構造の概要

四 雨水貯留浸透施設が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は知事の許可を要する旨

五 雨水貯留浸透施設の管理者及びその連絡先

六 標識の設置者及びその連絡先

七 前項の標識は、雨水貯留浸透施設の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。

第四条 保全調整池の標識の設置の基準

一 保全調整池の名称及び指定番号

二 保全調整池の容量及び構造の概要

三 保全調整池が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は知事に届け出なければならない旨

四 保全調整池の管理者及びその連絡先

五 標識の設置者及びその連絡先

六 前項の標識は、保全調整池の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設ける

ものとする。

(貯留機能保全区域の標識の設置の基準)

第五条 法第五十四条第一項の標識は、次に掲げる事項を明示したものとす。

- 一 貯留機能保全区域の名称及び指定番号
 - 二 貯留機能保全区域の位置
 - 三 貯留機能保全区域の管理者及びその連絡先
 - 四 標識の設置者及びその連絡先
- 2 前項の標識は、貯留機能保全区域の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

大分県リバーパーク犬飼の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十六日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県条例第二十三号

大分県リバーパーク犬飼の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大分県リバーパーク犬飼の設置及び管理に関する条例(平成九年大分県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

別表の多目的グラウンドの項中「四、〇〇〇円以下」を「四、三〇〇円以下」に、「六、〇〇〇円」を「六、四五〇円」に、「五、二〇〇円」を「五、五五〇円」に改め、同表の艇庫の項中「一、五〇〇円」を「一、六五〇円」に改め、同表のシャワー室の項中「一五〇円」を「一六〇円」に改める。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

河川の流水占用料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十六日

令和八年三月二十六日

大分県条例第二十四号

河川の流水占用料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例

河川の流水占用料等の徴収に関する条例(平成十二年大分県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一の流水占用料の項中「二七、八〇〇円」を「二八、二〇〇円」に、「二、〇九〇、〇〇〇円」を「二、二二一、〇〇〇円」に、「九〇六、〇〇〇円」を「九一九、〇〇〇円」に改め、同表の土地占用料の項中「七〇〇円」を「七二〇円」に、「五七〇円」を「五八〇円」に、「九二〇円」を「九三〇円」に、「七八〇円」を「七九〇円」に、「四五〇円」を「四六〇円」に、「七一〇円」を「七二〇円」に、「五四〇円」を「五五〇円」に、「六、二〇〇円」を「六、三〇〇円」に、「四、六〇〇円」を「四、六五〇円」に、「一五、五〇〇円」を「一五、七〇〇円」に、「一一、六〇〇円」を「一一、八〇〇円」に、「三一、〇〇〇円」を「三一、五〇〇円」に改める。

別表第二の河川産出物採取料の項中「一七二元」を「一七五円」に、「一四一元」を「一四三元」に、「一三一元」を「一三三元」に、「二〇円」を「二三円」に、「八二元」を「八三元」に、「一四七円」を「一四九円」に、「九五円」を「九六円」に、「五六円」を「五七円」に、「六九円」を「七〇円」に、「一三二元」を「一三四円」に、「三九円」を「四〇円」に、「五〇円」を「五一円」に改める。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

海岸の占用料等及び海底の土地の使用料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十六日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県条例第二十五号

海岸の占用料等及び海底の土地の使用料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例

海岸の占用料等及び海底の土地の使用料等の徴収に関する条例(平成十二年大分県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一の占用料及び使用料の項中「七〇〇円」を「七二〇円」に、「五七〇円」を「五八〇円」に、「九二〇円」を「九三〇円」に、「七八〇円」を「七九〇円」に、「四五

大分県報号外(条例)

二七

〇円を「四六〇円」に、「七二〇円」を「七二〇円」に、「五四〇円」を「五五〇円」に、「二、四〇〇円」を「二、四五〇円」に、「六、二〇〇円」を「六、三〇〇円」に、「四、六〇〇円」を「四、六五〇円」に、「一五、五〇〇円」を「一五、七〇〇円」に、「一一、六〇〇円」を「一一、八〇〇円」に、「三一、〇〇〇円」を「三一、五〇〇円」に改める。

別表第二の土石採取料及び採取料の項中「一七二円」を「一七五円」に、「一四二円」を「一四三円」に、「一三一円」を「一三三円」に、「二二〇円」を「二二二円」に、「八二円」を「八三円」に、「一四七円」を「一四九円」に、「九五円」を「九六円」に、「五六円」を「五七円」に、「六九円」を「七〇円」に、「一三二円」を「一三四円」に改める。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

大分県港湾施設管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十六日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県条例第二十六号

大分県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

大分県港湾施設管理条例（昭和五十一年大分県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十六条の二」を「第十六条」に改める。

第十六条の二を削る。

別表第一の使用料（次表の種類欄に掲げる港湾施設に関するものを除く。）の部の岸壁・棧橋物揚場の項中「二〇二円」を「二〇五円」に、「一八四円」を「一八七円」に、「二六九円」を「二七四円」に、「二四五円」を「二五〇円」に、「一三五円」を「一三七円」に、「一二三円」を「一二五円」に、「四四三銭」を「四四一〇銭」に、「三三六七銭」を「三三九七三銭」に、「五四三七銭」を「五四四七三銭」に、「四四八九銭」を「四四九八銭」に、「二四六九銭」を「二四七四銭」に、「二四四五銭」を「二四五〇銭」に、「七〇〇円」を「七二〇円」に、「六四〇円」を「六五〇円」に、「九三〇円」を「九五〇円」に、「八五〇円」を「八六〇円」に、「四七〇円」を「四八〇円」に、「四三〇円」を「四四〇円」に、「七〇円」を「七一円」に、「六四円」を「六五円」に、「九三円」を「九五円」に、「八五円」を「八七円」に、「四七円」を「四八円」に、「四三円」を「四四円」に改め、同部の係船専用浮棧橋の項中「二三〇円」を「二四〇円」に、「二、一〇〇円」を

「二、一五〇円」に、「二、三〇〇円」を「二、三五〇円」に、「三六〇円」を「三七〇円」に、「一、七五〇円」を「一、八〇〇円」に、「三、一五〇円」を「三、二〇〇円」に、「三、四五〇円」を「三、五〇〇円」に改め、同部の小型船舶用泊地の項中「一、七五〇円」を「一、八〇〇円」に、「二、六〇〇円」を「二、六五〇円」に、「総トン数一〇トン未満の船舶（漁船にあつては、」を「業務用船舶（旅客船、貨物船その他の船舶にあつては総トン数一〇トン未満のもの、漁船にあつては）」に改め、同部の係船浮標の項中「二、六〇〇円」を「二、六五〇円」に、「二、三九〇円」を「二、四三〇円」に、「五、三五〇円」を「五、四五〇円」に、「四、八九〇円」を「四、九八〇円」に、「七、七五〇円」を「七、九〇〇円」に、「七、〇七〇円」を「七、一九〇円」に、「一一、一〇〇円」を「一一、三〇〇円」に、「一〇、一一〇円」を「一〇、二九〇円」に、「一六、七〇〇円」を「一七、〇〇〇円」に、「一五、二二〇円」を「一五、四九〇円」に、「二三、三〇〇円」を「二三、七〇〇円」に、「二一、二〇〇円」を「二一、五七〇円」に改め、同部の可動橋の項中「二四六四銭」を「二四六九銭」に改め、同部の上屋の項中「一五五六〇銭」を「一五五九〇銭」に、「二三三九〇銭」を「二三四三〇銭」に、「三一〇一〇銭」を「三一〇七〇銭」に、「三七七〇銭」を「三七七七〇銭」に、「四九円」を「四九円九〇銭」に、「五九円八〇銭」を「六〇円九〇銭」に改め、同部の旅客上屋の項中「四〇円六〇銭」を「四一円四〇銭」に、「五〇円八〇銭」を「五一円七〇銭」に、「三四円」を「三四円六〇銭」に、「三七四〇銭」を「三八円一〇銭」に、「三四円七〇銭」を「三五円三〇銭」に、「一八円六〇銭」を「一九円」に、「二七八円」を「二八三円」に、「七円三二銭」を「七円四四銭」に、「一円五六銭」を「一円五九銭」に改め、同部の倉庫の項中「一一円九〇銭」を「一二円二〇銭」に、「五円三二銭」を「五円三一銭」に改め、同部の野積場の項中「二円三銭」を「二円七銭」に、「二円五一銭」を「二円五六銭」に、「三円一一銭」を「三円一七銭」に、「一円六八銭」を「一円七一銭」に、「二円二六銭」を「二円三〇銭」に、「二円八六銭」を「二円九一銭」に、「一円三二銭」を「一円三三銭」に、「一九九一銭」を「一九九四銭」に改め、同部の荷さばき地の項中「三三三四銭」を「三三四〇銭」に、「五円二六銭」を「五円三五銭」に改め、同部の駐車場の項中「二、一〇〇円」を「二、一五〇円」に、

「二、一〇〇円に、二四時間を超えるとき
二、一〇〇円に、二四時間を超える一時間ごとに二〇〇円を加算した額」を

円を「四〇、一〇〇円」に、「三五、八〇〇円」を「四四、〇〇〇円」に、「三八、九〇〇円」を「四七、九〇〇円」に、「四二、一〇〇円」を「五一、七〇〇円」に、「二、一〇〇円」を「二、五五〇円」に、「二、三五〇円」を「二、九〇〇円」に、「二、六〇〇円」を「三、二〇〇円」に、「二、九〇〇円」を「三、五五〇円」に、「三、四〇〇円」を「四、二〇〇円」に、「四、一五〇円」を「五、一〇〇円」に、「四、五〇〇円」を「五、五五〇円」に、「四、八五〇円」を「六、〇〇〇円」に、「一三、一〇〇円」を「一六、二〇〇円」に、「一五、一〇〇円」を「一八、六〇〇円」に、「一七、〇〇〇円」を「二〇、九〇〇円」に、「一九、〇〇〇円」を「二三、三〇〇円」に、「二〇、九〇〇円」を「二五、七〇〇円」に、「二二、八〇〇円」を「二八、一〇〇円」に、「二五、二〇〇円」を「三一、一〇〇円」に、「二七、六〇〇円」を「三四、〇〇〇円」に、「三〇、一〇〇円」を「三七、〇〇〇円」に、「三一、五〇〇円」を「三九、九〇〇円」に、「一、六五〇円」を「二、〇〇〇円」に、「一、九〇〇円」を「三、三〇〇円」に、「二、三〇〇円」を「二、八五〇円」に、「二、七〇〇円」を「三、三五〇円」に、「三、〇〇〇円」を「三、六五〇円」に、「三、二五〇円」を「四、〇〇〇円」に、「三、五〇〇円」を「四、三〇〇円」に、「三七〇円」を「四五〇円」に、「二六〇円」を「三二〇円」に、「二〇〇円」を「二五〇円」に改める。

別表第三を削る。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

港湾区域等における占用料及び土砂採取料の徴収に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十六日

大分県知事 佐藤 樹一郎

港湾区域等における占用料及び土砂採取料の徴収に関する条例の一部を改正する条例

港湾区域等における占用料及び土砂採取料の徴収に関する条例(平成十二年大分県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一の占用料の項中「七〇〇円」を「七二〇円」に、「五七〇円」を「五八〇円」に、「九二〇円」を「九三〇円」に、「七八〇円」を「七九〇円」に、「四五〇円」を「四六〇円」に、「七一〇円」を「七二〇円」に、「五四〇円」を「五五〇円」に、「一三六

円」を「一三八円」に、「九七円」を「九八円」に、「六一円」を「六二円」に、「四〇円」を「四一円」に、「二、四〇〇円」を「二、四五〇円」に、「六、二〇〇円」を「六、三〇〇円」に、「四、六〇〇円」を「四、六五〇円」に、「一五、五〇〇円」を「一五、七〇〇円」に、「一一、六〇〇円」を「一一、八〇〇円」に、「三一、〇〇〇円」を「三一、五〇〇円」に改める。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

大分県砂防設備使用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十六日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県砂防設備使用料等徴収条例の一部を改正する条例

大分県砂防設備使用料等徴収条例(平成十二年大分県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

別表の使用料の項中「一〇、四〇〇円」を「一〇、六〇〇円」に、「三、六〇〇円」を「三、六五〇円」に、「七〇〇円」を「七二〇円」に、「九二〇円」を「九三〇円」に改め、同表の採取料の項中「三九円」を「四〇円」に、「五〇円」を「五一円」に、「六九円」を「七〇円」に改める。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

大分県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十六日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例

大分県地方警察職員定数条例(昭和二十九年大分県条例第二十八号)の一部を次のように

改正する。

附則に次の一項を加える。

6 令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間は、第二条第一項の規定の適用については、同項中「六二四人」とあるのは「六二五人」と、「二、〇九二人」とあるのは「二、〇九三人」と、「二、四三七人」とあるのは「二、四三八人」とする。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

大分県暴力団排除条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十六日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県条例第三十号

大分県暴力団排除条例の一部を改正する条例

大分県暴力団排除条例（平成二十二年大分県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十四条」を「第十四条」に、「第五章 暴力団員等が利益の供与を受けること」の禁止等（第十九条・第二十条）を

「第五章 暴力団員等が利益の供与を受けること」の禁止等（第十九条・第二十条）を

「第五章の二 暴力団排除特別強化地域における禁止等（第十九条・第二十条）」に、「第二十六条」を「第二十六条の二」に改め、「第二十七条」の下に「第二十七条の二」を加える。

第二条に次の三号を加える。

六 青少年 十八歳未満の者をいう。

七 特定営業 次のいずれかに該当する営業をいう。

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）以下この号において「風適法」という。（第二条第一項に規定する風俗営業

ロ 風適法第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業

ハ 風適法第二条第十一項に規定する特定遊興飲食店営業

ニ 風適法第二条第十三項に規定する接客業務受託営業

ホ 設備を設けて客に飲食をさせる営業で食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十五条第一項の許可を受けて営むもの（風適法第二条第四項に規定する接待

飲食等営業、同条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業又は同条第十一項に規定す

る特定遊興飲食店営業に該当するものを除く。）

へ 風俗案内（次に掲げる行為をいう。以下この号において同じ。）を行うための施設（不特定多数の者が利用することができるものに限る。以下この号において「風俗案内所」という。）を設け、当該風俗案内所において有償又は無償で風俗案内を行う営業

(1) 風適法第二条第一項第一号に該当する営業に関する次に掲げる情報を、当該情報の提供を受けようとする者の求めに応じて提供する行為

(i) 接待（風適法第二条第三項に規定する接待をいう。以下この号において同じ。）の内容、接待を受けることのできる時間、接待に従事する者又は接待を受けるための料金に関する情報

(ii) 営業所の名称、所在地又は電話番号その他の連絡先に関する情報

(2) 風適法第二条第六項第一号若しくは第二号又は第七項第一号のいずれかに該当する営業に関する次に掲げる情報を、当該情報の提供を受けようとする者の求めに応じて提供する行為

(i) 客に接触する役務の内容、当該役務を受けることのできる時間、当該役務に従事する者又は当該役務を受けるための料金に関する情報

(ii) 営業所の名称、所在地又は電話番号その他の連絡先（風適法第二条第七項第一号に該当する営業にあつては、当該営業につき広告若しくは宣伝をするときに当該営業を示すものとして使用する呼称、風適法第三十一条の二第一項第七号に規定する受付所の所在地又は客の依頼を受けるための電話番号その他の連絡先）に関する情報

ト 道路その他の公共の場所において、不特定の者に対し、次に掲げる行為のいずれかを行う営業（イからハまでのいずれかに該当するものを除く。）

(1) イからハまでのいずれかに該当する営業に関し、客引きをすること。

(2) イからハまでのいずれかに該当する営業に関し、人に呼び掛け、又はピラその他の文書図画を配布し、若しくは提示して客を誘引すること。

(3) イからハまでのいずれかに該当する営業に係る役務に従事するよう勧誘すること。

(4) 写真又は映像の被写体となる役務であつて、対価を伴うものに従事するよう勧誘すること。

ハ 特定営業者 特定営業を営む者をいう。
第十三条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（暴力団事務所の開設及び運営の禁

止)を付し、同条第一項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条第一項に規定する都市公園
第十三条の次に次の二条を加える。

第十三条の二 暴力団事務所は、前条第一項に規定する区域内のほか、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域(これらの地域から前条第一項に規定する区域内を除く。)においては、これを開設し、又は運営してはならない。

2 前項の規定は、暴力団事務所であつて、その開設後に同項に規定する地域が定められたことにより当該地域において運営されることとなったものについては、適用しない。ただし、ある暴力団のものとして運営されていた暴力団事務所が、他の暴力団のものとして開設され、又は運営された場合は、この限りでない。

(青少年を暴力団事務所へ立ち入らせることの禁止)

第十三条の三 暴力団員は、正当な理由がある場合を除き、自己が活動の拠点とする暴力団事務所に青少年を立ち入らせてはならない。
第五章の次に次の一章を加える。

第五章の二 暴力団排除特別強化地域における禁止行為

(暴力団排除特別強化地域)

第二十条の二 暴力団の排除を特に推進する地域として、次に掲げる地域を暴力団排除特別強化地域(以下この章において「特別強化地域」という。)とする。

- 一 大分市都町一丁目、都町二丁目、都町三丁目、都町四丁目、中央町一丁目、中央町二丁目、中央町三丁目及び中央町四丁目
- 二 別府市北浜一丁目、元町及び楠町

(特定営業者の禁止行為)

第二十条の三 特定営業者は、特別強化地域における特定営業の営業に関し、暴力団員又は暴力団員が指定した者から、用心棒の役務(法第九条第五号に規定する用心棒の役務をいう。次項及び次条において同じ。)の提供を受けてはならない。

2 特定営業者は、特別強化地域における特定営業の営業に関し、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、用心棒の役務の提供を受けることの対償として、又は当該特定営業を営むことを暴力団員が容認することの対償として利益の供与をしてはならない。

(暴力団員の禁止行為)

第二十条の四 暴力団員は、特別強化地域における特定営業の営業に関し、特定営業者に対し、用心棒の役務を提供し、又は自らが指定した者に用心棒の役務の提供をさせてはならない。

2 暴力団員は、特別強化地域における特定営業の営業に関し、特定営業者から、用心棒の役務を提供する対償として、又は当該特定営業を営むことを容認する対償として利益の供与を受け、又は自らが指定した者に利益の供与を受けさせてはならない。

2 公安委員会は、第十三条の二第一項又は第十三条の三の規定に違反する行為をした疑いがあるとき、暴力団員その他の関係者に対し、公安委員会規則で定めるところにより、その違反の事実を明らかにするために必要な限度において、説明若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に当該違反に係る建物に立ち入り、物件を検査させ、若しくは暴力団員その他の関係者に質問させることができる。

3 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十六条第一項中「第二十四条」を「第二十四条第一項」に、「又は」を「、又は」に改める。

第七章中第二十六条の次に次の一条を加える。

(命令)

第二十六条の二 公安委員会は、第十三条の二第一項の規定に違反して暴力団事務所が開設され、又は運営されたときは、当該暴力団事務所を開設し、又は運営する者に対し、当該暴力団事務所の開設又は運営の中止を命ずることができる。

2 公安委員会は、暴力団員が第十三条の三の規定に違反する行為をしたときは、当該暴力団員に対し、当該行為を中止することを命じ、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な事項を命ずることができる。

3 公安委員会は、暴力団員が第十三条の三の規定に違反する行為をした場合において、当該暴力団員が更に反復して同条の規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該暴力団員に対し、一年を超えない範囲内で期間を定めて、同条の規定に違反する行為が行われることを防止するために必要な事項を命ずることができる。

第八章中第二十七条の次に次の一条を加える。

(公安委員会の事務の委任)

第二十七条の二 公安委員会は、第二十六条の二第二項の規定による命令を警察署長に行わせることができる。

第二十八条を次のように改める。

第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条第一項の規定に違反して暴力団事務所を開設し、又は運営した者

二 相手方が暴力団員又は暴力団員が指定した者であることの情を知って、第二十条の三の規定に違反した者

三 第二十条の四の規定に違反した者

四 第二十六条の二第一項の規定による命令に違反した者

2 第二十六条の二第二項又は第三項の規定による命令に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

3 第二十四条第二項の説明若しくは資料の提出をせず、若しくは同項の説明若しくは資料の提出について虚偽の説明をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

4 第一項第二号の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第二十九条に次の一項を加える。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和八年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に運営されている暴力団事務所については、この条例による改正後の大分県暴力団排除条例第十三条第一項第六号及び第十三条の二第一項の規定は、適用しない。ただし、ある暴力団のものとして運営されていた暴力団事務所が、他の暴力団のものとして開設され、又は運営された場合は、この限りでない。